

令和5年11月9日
消費者庁総務課総括係

「内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に関する意見募集について

1 意見募集の対象

- ・「内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」

2 意見募集の趣旨

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定に基づき、並びに同法及び関係法令を実施するため、「内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」を作成いたしました。

つきましては、上記1の意見募集対象に関し、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

3 意見募集期間

令和5年11月9日（木）から12月8日（金）まで（必着）

4 意見の提出方法

後記の電子政府の総合窓口の意見提出フォーム若しくは意見募集用紙（様式）を用いて、又は意見募集用紙の記載事項（氏名、住所、所属、電話番号、電子メールアドレス、御意見（該当箇所・意見内容・理由））を全て満たしたもので、日本語により作成した御意見を、次のいずれかの方法により提出してください。

次の方法以外の方法による御意見は受理できませんので、御了承ください。

（1）インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp>）の意見提出フォームから御提出ください。

（2）電子メールの場合

メールアドレス：g.somukasoukatu@caa.go.jp 宛て

- * 電子メールの件名を「内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令に関する意見」としてください。

* マイクロソフト社 Word ファイル形式の意見用紙（様式）を添付いただくようお願いいたします。URL へのリンクにより提出された御意見は受理できません。

（3）郵送の場合

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階

消費者庁総務課総括係 意見募集担当宛て

- * 封筒表面に「内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令に関する意見」と朱書きしてください。
- * 別途、電子データ（マイクロソフト社 Word ファイル形式）による送付をお願いする場合があります（提出方法は、上記電子メールの場合の方法を参照）。

5 注意事項

- ・ それぞれの御意見には、御意見の対象が分かるように、条文番号等を明記いただくとともに、理由を記載ください。また、意見用紙を御利用の際は、用紙1枚につき一つの意見を記載し、複数の箇所について御意見を提出される際は、複数枚の用紙を使用してください。
- ・ お寄せいただいた御意見については、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスその他の個人を特定できる情報を除き、公表する可能性があること、また、その内容に応じ、消費者庁内の関係部署や関係府省庁と共有する可能性があることを、あらかじめ御了承願います。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ・ 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用します。
- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

【本件問合せ先】

消費者庁総務課総括係 意見募集担当

TEL:03-3507-8800（内線2622、2038）